

2000年11月26日・「いま『協同』を拓く2000全国集会」  
第6分科会「『協同労働の協同組合法』ワークショップ」から

## 「大同団結」による法制定運動のために

堀越 芳昭（山梨学院大学）

次の3つのことについて発言したい。1つは労協法案に盛り込むべき不可欠なもの何か、2つは現行の企業制度の中で労協法がもつ意義について、そして3つ目は連合会のもつ意義について、である。

労協法案に盛り込むべき不可欠なもの  
第1の問題について。かつてベアトリス・ポッターは、生産組合に関して3つの問題点を指摘した。それは、生産組合には、販路の欠乏、資本の欠乏、管理上の欠陥、といった致命的な弱点があり、生産組合はイギリスでは発展しない、と結論付けた。その結論には消費組合を絶対視することが前提とされており、その立論自体に問題がないわけではないが、しかし指摘されたこの3点は生産組合にとって解決されなければならない重要な問題であるのは間違いのないところである。

販路の欠乏とは、サービス提供型の協同組合、あるいは生産物提供型の協同組合では、その販路が「内部化」されていないという問題である。生協の場合は消費者の組合員の存在が販路の問題を解決しているが、提供型の協同組合にはそうした販路は外部に求めるわけで、これが最大の問題のひとつであるといえる。

資本の欠乏とは、生産や技術にタッチする場合、相当の資金を必要とするが、庶民でつくられる協同組合では、たえずその資本が不足するという問題である。

管理上の問題とは、管理上の訓練に比較的乏しく、協同組合の人々は、それぞれ自己主

張や信念を持っているので、なかなかまとまらないという問題である。

これらの3点に加えて、もう一つ、技術・技能の不足を指摘したい。とりわけ技能を伴う専門的なサービスを提供する協同組合、物を生産する協同組合では、技術・技能が相当高いことが必要であり、教育・研修が不可欠なところである。

これら4つは生産組合・労働者協同組合が解決すべき問題点であり、協同組合法のなかにその解決方法が示されていないからならぬ。それがはっきりしていないと、その協同組合は十分やり切れていかない、と思う。

販路の問題では、組合員を複合化できるようにしたところに、法案における意図が現われているように思うが、生産協同組合にとって販路問題の決定的な解決方向は、やはり協同組合間協同である。生産・サービスに関わる協同組合は、他の協同組合をはじめさまざまな団体との連携・提携 広い意味での協同組合間協同が重要になってくる。この法案ではこの点についても留意しているが、この問題についてもっと充実させていく課題は残されている。

資本の問題については、協同組合運動の百数十年の歴史の中で培われてきた出資制度、積立金制度、不分割制度をこの法案の中で実現していこう、という内容になっていると思う。法案の「非営利協同基金」とはその解決策のひとつである。

管理上の問題については、近年の協同組合のガバナンス問題を反映させていくことが重

要であり、組合員主権と参加型民主主義に立って法案に取り入れていく必要があり、法案にはそうした工夫がはかられている。

最後に技能・技術の不足は教育・研修の問題であり、法案にあるようにこの点を特別に重視し、資金的保障を確保する仕組みを構築しなければならない。

#### 企業制度の中で労協法がもつ意義

第2に、企業制度との関わりで、労協法の意義を考えてみたい。

現在、「農業基本法」や「中小企業基本法」の改正をはじめ、政府によって産業政策・経済政策が推進されているが、そこには大きな問題点がある。

そもそも担い手をどうするかということが、政府の産業政策・経済政策にはいつも欠落している。そして、大多数の施策が、株式会社を中心に、株式会社になるような方向で進められているのである。中小企業等協同組合法が改正され、企業組合や事業協同組合が容易に株式会社になれるようにしたし、開業を促進しベンチャービジネス等を創設するための「創造法」も、株式会社を絶対化して株式会社になるようなものになっている。

しかし、商法における旧来の企業制度だけでは、もはや解決できなくなっている状況になってきているのではないか、新しい企業制度が必要であるという問題提起が、通産省の方からも出されてきている。「人間の顔をした企業」「参加型の企業」が求められてきているのである。

いま「創造会社法案」というものも出されているが、これは結局株式会社になるためのもので、これまでの企業制度の代案とはいえない。株式会社に代わる企業制度の代案は、いまのところこの労働者協同組合法が唯一である

といえよう。その意味で、労協法の制定運動は単なる「運動のための運動」ではなく、新しい制度をつくるという運動であり、絶対に実現するという立場が必要であろう。

#### 連合会のもつ意義

第3に、連合会の問題についてふれたい。ここがワーカーズコレクティブとの違いの一つになっているが、連合会は、「協同組合組織の協同組合」 協同組合形態なのである。

協同組合とは何かといえば、独立した加入者の一人ひとりが主体者としてお互いに協同する組織であって、そこでは共通の機関や共通の財産をもつ。そして直接には、組合員の総意を反映した代表者たちが協同組合の財産を管理し、運営の執行に当たるのである。

連合会は、そうした「協同組合組織の協同組合」である。連合会について不信が出されるのは、現実にはいま連合会主導型の協同組合が多いことによるのだろうと思う。もちろん協同組合運動は、連合会主導でなく、主体者である単位の協同組合中心でなければならないが、しかしまた連合会がなければ、その単位の協同組合は永続的・安定的になりえないことも確かである。連合会は単位組織の補完組織として独自の機関と財産をもつのである。

以上3点についてのべたが、労協法案とワーカーズコレクティブ法案との相違は決定的なものではないと思う。労協法案がワーカーズコープの抱える問題点を解決するものであり、わが国企業制度の中に新しい制度をつくるものであり、それが時代の要請であるという、このような共通の認識があれば、その溝は必ずや埋められるであろうし、埋められなければならない。「大同団結」によって労協法制定運動が推進されることを心から願うものである。